

創EI VOICE

Soei
Intellectual Property Law

創英国際特許法律事務所

URL: <http://www.soei.com/>

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

丸の内MY PLAZA 9階

電話: 03-6738-8001 (代)

FAX: 3-6738-8004

京都 / 福岡 / ワシントンD.C. / バンコク

※上記支店では弁護士業務を取り扱っておりません。

速報

設樂隆一弁護士を副会長として迎えました

当事務所は、2018年4月1日付で知的財産高等裁判所前所長の設樂隆一弁護士を副会長として迎えました。

設樂隆一弁護士は、東京地方裁判所知的財産権部で合計14年9ヶ月勤務し、知的財産高等裁判所および前身である東京高等裁判所知的財産権部で合計7年9ヶ月勤務しました。

知的財産高等裁判所在任中は、FRAND宣言をした標準技術特許による差止や損害賠償を判断したiPhone事件、医薬品の製法についての均等論の適用要件を判断したマキサカルシトール事件など4つの知財高裁大合議判決のほか、商品の原材料名は商標登録できないと判断したIGZO事件などに裁判長あるいは裁判官として関与するなど、幾多の知的財産権訴訟を手掛けてきた我が国における知的財産権訴訟の第一人者です。

当事務所は、創業から32年間にわたり、国内外における知的財産の権利化を中心に仕事してきました。2013年6月には、知的財産高等裁判所元所長の塚原朋一弁護士を迎え

て弁護士と弁理士の共同代表パートナー制に移行し、知財の権利化から権利活用に至るまで、お客様にワンストップサービスを提供する体制を目指してきました。

今年6月をもって共同代表パートナー制移行から満5周年となりますが、7月1日からは設樂隆一会長、長谷川芳樹所長による新しい共同代表パートナー体制に移行します。塚原朋一弁護士は上席として、二人の共同代表パートナーに助言等を行う一方、裁判所、大学および法律事務所での経験を活かして弁護士業務に従事します。

知的財産立国ビジョンの推進に貢献するという当事務所「創業の理念」を肝に銘じ、知財創造の現場に根ざした知財の権利化と、知財権の有効活用を強力にサポートする活動の両面においてお客様のニーズに応え、知的創造サイクルを推進していく「知財の匠」集団を目指す所存です。

創英国際特許法律事務所



長谷川所長 (65)

設樂副会長 (66)

塚原会長 (72)

設楽隆一弁護士を副会長として迎えました

2018年4月1日 創英国際特許法律事務所

ご挨拶

私は、平成29年1月に知的財産高等裁判所長を退官し、その後、約1年、大手法律事務所に客員弁護士として勤務しました。

昭和54年7月に東京地方裁判所判事補に任官してから、東京地方裁判所知的財産権部に4回合計14年9月勤務し、知的財産高等裁判所及びその前身の東京高等裁判所知的財産権部に2回合計7年9月勤務し、合計22年6月にわたって、知的財産権訴訟を担当してきました。また、その間、東京高等裁判所や大阪地方裁判所などにおいて、民事通常事件も合計13年6月経験してきました。そして、知的財産権高等裁判所長のときは、年に複数回、欧米の国際会議に出席し、国内においても欧米やアジア各国の多数の裁判官、弁護士、弁理士、知財関係者と交流をし、その都度、日本の知的財産権訴訟について、情報を発信し、海外の最新情報にも接する機会を与えられ、充実した日々を送ることができました。

今後は、これまでの裁判官及び弁護士としての知的財産権訴訟の知識や経験を生かし、知的財産権訴訟の適正迅速な

紛争の解決のために尽力し、また、創英国際特許法律事務所の発展のために、努力したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、著書・論文は、多数あり、書ききれませんが、最近のものとしては、「PBP最高裁判決と実務上の諸問題について」L&T No73、2016年10月、「記載要件—実施可能要件とサポート要件との関係、併せてプロダクト・バイ・プロセス・クレームについて」特許2016年2月号93頁などがあります。

創英国際特許法律事務所
副会長
弁護士

設楽 隆一



設楽隆一さんをお迎えして

このたび、当事務所に設楽さんをお迎えした。設楽さんの最初の記憶は、私が東京地裁民事第17部で右陪席裁判官をしていた昭和54年にさかのぼる。設楽さんは、2年あまり弁護士を経験したあとに、裁判官を志し、東京地裁配属になり、普通の異動シーズンではない秋口に、各裁判官室に挨拶周りをしていた。しかも、判事補としては、実質的に初任であるが、29部(知財部)という「難解な言語をあやつる専門部」配属というので、びっくりした。

内心、同情さえも感じた。しかし、設楽さんは、その後、ご本人が希望されたのか、転勤のたびに東京地裁知財部を出たり入ったりした。やがって、知財ブームの始まる平成13年に東京高裁知財部に入ったのを皮切りに、知財ブームの真っ盛りには、その中核としてご活躍され、知財の世界で、知財専門の裁判官として大輪の花を咲かした。

設楽さんは、その3年先輩の飯村さんや2年後輩の三村さんのような派手さはないものの、特許訴訟の大道を歩き、大いに特許訴訟の適正充実化を押し進めた。設楽さんが関与した指導的な判決は、膨大な数で、とても紹介はできない。こ

こでは、青色発光ダイオード発明の職務発明の対価請求訴訟で、地裁が200億円のびっくり判決をしたのに対し、その控訴審の担当裁判官として、積極的に裁判所見解を提示する和解勧告を行い、6億円余の支払ですべてを解決するという和解案を成立させた案件を挙げたい。

設楽さんをお迎えする私も、創英に参加してから早くも5年になり72歳になるが、あとうかぎり、設楽さんと、同じ釜の飯を喰らい、ご出身の越後の銘酒を酌み交わし、そして、特許訴訟等の難問課題について、他の弁護士諸兄と一緒に、大いに議論をして、その奥義を究めたいと念じている。

創英国際特許法律事務所
共同代表パートナー会長
弁護士

塚原 朋一

